

## □不利益処分の処分基準

部課室等名	都市建設部 道路維持課
不利益処分名	法定外公共物内で禁止行為を行った者等に対する過料
根拠法令	徳島市法定外公共物管理条例
根拠条項	第14条
連絡先	(電話 621-5337 )
处分基準	<p>次の行為をした者については、5万円以下の過料を科する。</p> <p>1 条例第3条に規定する行為をした者      2 条例第4条第1項に規定する占用等の許可を得ずに同項の占用等の行為をした者      3 条例第8条の規定による市長の命令に違反した者</p>
参考事項	
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)